

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-25, 26, 56 8条-別1-資1-38, 39, 73 8条-別1-資5-3, 7 8条-別1-資8-12, 25	以下のとおり記載の適正化を図りました。 「原子炉格納容器は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。」の記載は、熱、煙、炎すべての感知器を設置すると解釈になることから、適切に組み合わせて設置する方針のため、「アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。」に修正しました。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-26	以下のとおり記載の適正化を図りました。 「運用とすること」⇒「運用等とすること」	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-26, 27 8条-別1-資1-39	以下の記載を追記しました。 火災感知器を設置しない、若しくは、発火源となる可燃物が少なく火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 j. 不燃材料であるコンクリート又は金属により構成された設備のみを設けた火災区域又は火災区画 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構築物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けないことから「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 k. フェイル・セーフ設計の設備のみが設置された火災区域又は火災区画 フェイル・セーフ設計の設備については火災により動作機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-29 8条-別1-資1-43	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a) 屋外の火災区域（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）以降のインデックスについて、屋外と屋内の分類に適正化しました。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-30 8条-別1-資1-45 8条-別1-資8-14	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a) 原子炉格納容器 (旧) 原子炉格納容器内に自動消火設備を適用とした場合、 (新) 原子炉格納容器内にガス消火設備を適用とした場合、	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-31, 32 8条-別1-資1-47	以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a) 廃液貯蔵ピット室で「火災の発生並びに煙の充満のおそれはない。」とする一文について、「火災が発生するおそれがない」とする同様な設備である燃料取替用水ピット室や補助給水ピット室の記載との整合を図りました。また、同項目内の他の設備についても、記載の統一を図りました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-30, 31, 32, 33 8条-別1-資1-46	以下のとおり記載の適正化を図りました。 設備によって、金属に覆われている場所が明示されていたり、されていないと揺らぎがありましたので、記載の統一を図りました。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-32 8条-別1-資1-48	以下のとおり記載の適正化を図りました。 「消防法施行規則を踏まえ」の記載の有無について、記載の統一を図りました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-8	以下のとおり図面修正を行いました。 「第5-4図：燃料取替用水ピット室イメージ及び現場状況」について、床面の状況が分かるよう図面修正を行いました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添1-4	以下のとおり第2表の修正を行いました。 ほう酸ポンプA/Bについて、火災区画を分けることとしたため、当該表から記載を削除しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添1-5	同上	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添5-1	以下のとおり記載の適正化を図りました。 2.各施工方法における耐火隔壁の耐火能力について (旧)防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、 <u>「機器」間の分離を目的とした</u> (新)防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、 <u>「電線管」、</u> <u>「制御盤」間の分離を目的とした</u>	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-6	以下のとおり記載の適正化を図りました。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽からの漏えいに関する記載について、女川とは構造が相違しているため、引火性又は発火性の雰囲気形成の表現の適正化を図りました。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-8	核計装用ケーブルや放射線監視設備用ケーブルのうち、同軸ケーブルを使用している箇所は、いずれも耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないため、表現を適正化いたしました。 誤) <u>このうちの一部のケーブルは、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、</u> 正) <u>これらのケーブルは、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、</u>	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-16	建築基準法の記載を確認しました結果、正しくは「不燃材料」であることを確認致しましたことから、記載の適正化を図りました。 誤) 原子炉格納容器の主要構造部が耐火構造であり、床及び壁のコーティング剤が建築基準法施行令第一条第六号に基づく難燃性が確認された塗料であることから、 正) 原子炉格納容器の主要構造部が耐火構造であり、床及び壁のコーティング剤については不燃材料と同等以上の性能を有するコーティング剤を使用しており、建築基準法施行令第一条第六号に基づく難燃性が確認された塗料と同等以上であることから、	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-19	第8-6表について、原子炉格納容器内専用消火器設置場所の記載について適正化しました。 誤) 原子炉格納容器通常用エアロック 正) 原子炉格納容器通常用エアロック <u>近傍</u>	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-35～39	第8-5図について、記載を適正化しました。 ・凡例中の感知器凡例の修正。 ・図5/5について露出電線管の記載を修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-添1-2	第1図について、記載を適正化しました。 誤) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管 正) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ又は電線管	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-2	下記の図について記載の適正化をいたしました。 ・2.3.1(1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁によって他の火災区域から分離 ・2.3.1(2)a 互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添1-3~4	第2表について、記載を適正化しました。 ・誤記修正 誤) 1時間耐火各壁等 正) 1時間耐火隔壁等	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添3-1	下記の図について記載の適正化をいたしました。 ・2.3.1(1) a.の図	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資3-添2-1, 3, 5, 6, 8~19	火災区域・区画一覧表について、以下の修正をしました。 ・機器名称修正 ・火災区画境界 (A/B 5-04) を細分化し、区画名称等の変更。 ・ほう酸ポンプ室の火災区画を細分化。 ・R/B 3-08-1の分類をBトレンに変更。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-22	以下のとおり記載の適正化を行いました。 (3)地震等の自然現象への対策 (旧) また、原子炉格納容器及び格納容器通常用エアロック室、機器搬入ハッチ付近に設置する (新) また、原子炉格納容器、格納容器通常用エアロック室及び機器搬入ハッチ付近に設置する	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8(目次)	以下のとおり記載の適正化を行いました。 目次 (旧) 添付資料2 泊3号炉における (新) 添付資料2 泊発電所3号炉における	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資7-添5-10, 12	以下のとおり記載の適正化を行いました。 a.耐火間仕切壁・防火戸 (旧) 「平成12年5月25日建設省告示第1369号(特定防火設備の構造方法を定める件)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項の規定により、 (新) 「平成12年5月25日建設省告示第1369号(特定防火設備の構造方法を定める件)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項」の規定により、	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-添3-1	以下のとおり記載の適正化を行いました。 1.はじめに (旧) 泊3号炉の中央制御盤について、 (新) 泊発電所3号炉の中央制御盤について、	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-添3-3	以下のとおり記載の適正化を行いました。 1.高感度煙検出装置の性能について (旧) 泊1, 2号炉では、 (新) 泊発電所1, 2号炉では、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-47	以下の通り記載の適正化を行いました。 誤) 現場のホース敷設状況を第8-10図に～ 正) 現場のホース敷設状況を第8-9図に～	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資8-49	第8-9図において消火器の配置を追記しました。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-本-42	以下のとおり誤記修正を行いました。 誤) テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する、又は離隔距離を確保すること等 正) テフロン電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、又は離隔距離を確保すること等	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-本-25, 36, 56, 58 8条-別1-資1-38, 56 8条-別1-資8-8, 14, 22, 25	以下のとおり記載の適正化を図りました。 「及び」「又は」の記載について、適切な記載となるよう修正しました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-本-25, 56, 64 8条-別1-資1-37 8条-別1-資5-4 8条-別1-資5-添2-3	以下の火災区画については環境条件を考慮し、基本的な組み合わせである「アナログ式の煙感知器」及び「アナログ式の熱感知器」の組み合わせとはせず、「アナログ式の熱感知器」及び「非アナログ式の炎感知器」の組み合わせとすることから、記載を追加しました。 (旧) b. ディーゼル発電機室蓄熱室及び放射性廃棄物処理建屋給気室 ディーゼル発電機室蓄熱室及び放射性廃棄物処理建屋給気室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 (新) b. ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリー室 ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリー室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資1-98～117	以下のとおりページ附番を他の資料と合わせました。 (旧) 8条-別添1-資料1-98 〃 ～ 8条-別添1-資料1-117 〃 (新) 8条-別1-資1-98 ～ 8条-別1-資1-117	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-添2-1～18	以下のとおりページ附番を他の資料と合わせました。 (旧) 8条-別添1-資5-添2-1 〃 ～ 8条-別添1-資5-添2-18 〃 (新) 8条-別1-資5-添2-1 ～ 8条-別1-資5-添2-18	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資1-179	以下のとおり記載を適正化しました。 ①全域ガス消火設備 (旧) 二酸化炭素消火設備で使用する二酸化炭素は設備動作に伴う人体への影響があるため、二酸化炭素消火設備の作動時には発電課長(当直)は区画内の作業員等を退避させる。 (新) 二酸化炭素消火設備で使用する二酸化炭素は設備動作に伴う人体への影響があるため、二酸化炭素消火設備の作動時には、 <u>退避放送及び充滿表示灯により周辺の作業員等に避難を促すとともに、発電課長(当直)は区画内の作業員等を退避させる。</u> <u>二酸化炭素消火設備の設置区域区画については、起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、二酸化炭素消火設備が設置されていること、及び設置区域区画に設置された扉を「閉」運用とすることを現場に明記する。</u> <u>イナートガス消火設備で使用するイナートガスは、設備動作に伴う人体への影響はなく、所員等が滞在する場所にはガスを放出しないことから、消火設備の作動時に作業員を退避させることはしない。</u>	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資3-添2-24~48 8条-別1-資5-添4-1~25 8条-別1-資6-添2-11, 13 8条-別1-資6-添9-6~11 8条-別1-資7-添10-1~27 8条-別1-資10-添1-1~14	図面類に関して最新化を図りました。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資1-73	記載の統一を図りました(下線部の削除)。 誤) 非アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の煙感知器を設置する設計とし~ 正) 非アナログ式の熱感知器を設置する設計とし~	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-添10-参1-32 8条-別1-添10-参1-34	以下のとおり図名称の修正を行いました。 (旧) 図6.1 1次系建屋/2次系建屋における溢水による事象変化(圧力評価) 図6.3 1次系建屋/2次系建屋における溢水による事象変化(DNBR評価) (新) 図6.1 1次系建屋/2次系建屋における火災による事象変化(圧力評価) 図6.3 1次系建屋/2次系建屋における火災による事象変化(DNBR評価)	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	資料全般	以下のとおり図表の附番について資料全体での統一を図りました。 (旧) 図(表) ○.○ (新) 第○-○図(表)	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資5-添4-28, 32	火災区域・区画一覧表について、以下の修正をしました。 ・火災区画境界(A/B 4-02, A/B 5-04)を細分化し、区画名称等の変更。 ・火災区画名称の修正 (旧) R/B 4-02-7 原子炉補助建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア (新) R/B 4-02-7 原子炉建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08)	8条-別1-資5-添4-26, 27, 34	使用済樹脂貯蔵タンク室, 各フィルタ室及び各脱塩塔室の感知器設計に関して, 以下のとおり記載の充実を図りました。 ・各エリアの備考に以下の記載を追加 「当該エリアは高線量エリアであり室内への感知器設置が困難であることから, 当該火災区画の適切な位置に感知器を設置することにより火災をもれなく確実に感知する設計とする※5」 ・注記として以下を追加 「※5 使用済樹脂貯蔵タンク室, 各フィルタ室及び各脱塩塔室は, 火災時に発生する煙・熱が時間の経過とともに開口部から隣接エリアに流出すると考えられることから, 同一火災区画の隣接エリアに設置する感知器を兼用することで火災をもれなく確実に感知する設計とする。」	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08)	8条-別1-資5-添4-1~34	以下のとおり記載を適正化しました。 ・ページ記載の修正 (旧) 8条-添1-資5-添4-〇〇 (新) 8条-別1-資5-添4-〇〇	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-添3-1~7 8条-別1-資10-添4-7, 11, 13, 15 8条-別1-資10-添6-8, 9 8条-別3-添1-1~7	火災区域・区画一覧表について, 以下の修正をしました。 ・火災区画境界 (A/B 4-02) を細分化し, 区画名称等の変更。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-添4-11, 13~22, 29, 36, 40 8条-別1-資10-添5-3~10, 12, 13 8条-別1-資10-添6-11	火災区域・区画一覧表について, 以下の修正をしました。 ・火災区画境界 (A/B 5-04) を細分化し, 区画名称等の変更。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-添4-35 8条-別1-資10-添5-11	以下のとおり, 火災区画名称を適正化しました。 (旧) R/B 4-02-7 原子炉補助建屋トラックアクセスエリア, 定検資材倉庫他エリア (新) R/B 4-02-7 原子炉建屋トラックアクセスエリア, 定検資材倉庫他エリア	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-5 8条-別1-資10-添3-3	泊は火災区画単位で評価, 対策を確認するため, 以下のとおり修正をしました。 (旧) 障壁耐火時間 (他の火災区画との境界の耐火時間) (新) 隔壁耐火時間 (火災区画内の隔壁の耐火時間)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-添3-1	泊は火災区画単位で評価, 対策を確認するため, 以下のとおり修正をしました。 (旧) 泊発電所3号炉の内部火災影響評価では, 8条-別添1-資料3において設定した火災区域(区画)ごとの情報(部屋番号, 床面積, 等価時間, 隣接の火災区域等)を火災区画特性表へ記載し整理する。 (新) 泊発電所3号炉の内部火災影響評価では, 8条-別添1-資料3において設定した火災区域(区画)ごとの情報(床面積, 等価時間, 隣接の火災区域等)を火災区画特性表へ記載し整理する。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資10-添6-5, 8, 9, 11~13, 17, 22	区分設定の反映に伴い, 安全停止バスの記載を適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-別1-資1-参5-2	以下の記載については、相違理由欄への記載が適切であることから、記載を相違理由欄へ変更しました。なお、補足説明資料側としては記載を削除しております。 「なお、泊発電所3号炉と同様に気体廃棄物処理設備を設置し酸素分析器を設置し、酸素濃度を管理することで、設備内の水素が可燃領域とならないように管理しているプラントとしては、大飯発電所3・4号炉、玄海発電所3・4号炉がある。」	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-31	原子炉の高温停止及び低温停止機器の記載を踏まえ、以下のとおり記載の適正化を図りました。 a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定 （旧）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。 （新）放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、「b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-別1-資1-47	火災区画全体の状況を踏まえ消火活動が困難とはならないことについて、以下のとおり記載の適正化を図りました。 （旧）使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないこと、また、新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かない設計とすることから、火災の発生並びに煙の充満のおそれはない。 （新）使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないこと、また、新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かないこと、さらに当該エリアは天井が高く、大空間となっているため火災による煙が充満するおそれがないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）	8条-本-32, 33 8条-別1-資1-47, 48, 49	以下のとおり記載の適正化を図りました。 （旧）(d) 試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパ 試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、 （新）(d) 原子炉補助建屋40.3m通路部 原子炉補助建屋40.3m通路部に設置されている試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、 （旧）(b) セメント固化装置 （新）(b) セメント固化装置エリア （旧）(c) 格納容器給気気密ダンパ 格納容器給気気密ダンパは不燃性材料である金属により構成されており、 （新）(c) 原子炉建屋33.1m通路部 原子炉建屋33.1m通路部に設置されている格納容器給気気密ダンパは不燃性材料である金属により構成されており、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資6-添2-11, 13	自動消火設備用感知器の配置図について、火災区画の適正化を図りました。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資6-添9-6~11	消火栓及び消火器の配置図について、消火器設置位置の適正化を図りました。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資3-添2-18 8条-別1-資5-添4-32 8条-別1-資10-添4-37 8条-別1-資10-添5-6, 9~13	以下のとおり記載の適正化(火災区画名称の修正)を図りました。 (旧) R/B6-02 格納容器非常用エアロック室 (新) R/B6-02 原子炉建屋33.1m通路部	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資4-添2-10 8条-別1-資8-添2-7	アレニウス則に基づく寿命評価を示した図面について、下記の通り記載を充実いたしました。 第4図 X軸 寿命Lに向かって立ち下がる点線(が抜けてたので)追加 第5図 メーカーの試験結果プロット追加(熱劣化温度と寿命到達時間) , Y軸の値等追加	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資4-添2-1	本文の記載適正化に伴い補足説明資料の記載を以下のとおり修正しました。 (旧) このうちの一部のケーブルについては、 (新) これらのケーブルについては、	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資4-添2-8	本文の記載適正化に伴い補足説明資料の記載を以下のとおり修正しました。 (旧) このうちの一部のケーブルについては、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないケーブルの使用箇所を以下に示す。 (新) これらのケーブルについては、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しない。以下に、これらIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないケーブルの使用箇所を示す。	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.5.0)	8条-別1-資4-添2-8, 9	図6, 図7の赤点線のある箇所同軸ケーブル以外のケーブルが計装用ケーブルである旨、図中に追記しました。	